

令和8年3月
警察庁

「第5次犯罪被害者等基本計画（案）」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和7年11月5日から26日までの間、「第5次犯罪被害者等基本計画（案）」に対する意見の募集を行ったところ、485件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した計画の題名
第5次犯罪被害者等基本計画（案）

2 計画の案を公示した日
令和7年11月5日

3 頂いた御意見及びこれに対する考え方
頂いた御意見及びこれに対する考え方は、別紙のとおりです。
頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています。
なお、「第5次犯罪被害者等基本計画（案）」の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数	485件
(内訳)	
パブリックコメント意見提出フォーム	408件
電子メール	68件
郵送	9件

「第5次犯罪被害者等基本計画（案）」に対する御意見及びこれに対する考え方について

第1 御意見を踏まえた変更点

頂いた御意見等を踏まえて、意見募集を実施した案を次のとおり変更するとともに、表現の修正等を実施しました。

1 重点課題第1

「第1 現状認識と具体的施策の方向性」に関して、

- 犯罪被害者等が加害者から損害賠償を受けられないことに関して、加害者に資力が乏しいことに加え、加害者が検挙されないなど原因者が特定できない場合も少なくないことを記載すべきではないか。また、「十分な損害回復のためには、これらの経済的支援等の取組は欠かすことができない」とあるが、「十分な」は不要ではないか
- 「地方公共団体が主体となる経済的支援制度については、直接給付の制度として見舞金等の制度がある。」との記載について、全ての地方公共団体において見舞金等の制度があるとの誤解を生むおそれがある
といった御意見があり、次のとおり案文を修正しました。

修正前	修正後	修正の内容や趣旨
…第一義的責任を負うのは加害者とはいえ、資力の乏しい加害者が多い現状を踏まえると、 <u>十分な被害回復のためには、これらの経済的支援等の取組は欠かすことができない。</u>	…第一義的責任を負うのは加害者とはいえ、資力の乏しい加害者が多いこと、 <u>そもそも加害者が検挙されない場合もあること等の現状を踏まえると、被害回復のためには、これらの経済的支援等の取組は欠かすことができない。</u>	御意見を踏まえ、第一義的責任を有する加害者から損害賠償を得られない理由として、加害者が検挙されない場合を例示として加筆しました。 また、御意見のとおり「十分な」を削除しました。
地方公共団体が主体となる経済的支援制度については、直接給付の制度として見舞金等の制度がある。	地方公共団体が主体となる経済的支援制度については、 <u>現時点で全ての地方公共団体で導入されていないものの、直接給付の制度として見舞金等の制度がある。</u>	御意見を踏まえ、全ての地方公共団体で見舞金等の制度が導入されていない旨を追記しました。

「第2 具体的施策」に関して、

- 雇用の安定を確保するためには、安心して就業を継続できることも重要である。そのためには、休暇制度の導入のみならず、事業者に対して犯罪被害者等が置かれている状況に関する理解を深める取組を行うべきだといった御意見があり、施策を追加しました。

修正前	修正後	修正の内容や趣旨
(新規)	ア <u>事業主に対する理解増進</u> <u>事業主に対し、犯罪被害者等となった従業員等の状況に応じた柔軟な対応をとることを促すため、犯罪被害者等の置かれている状況に関する事業主の理解増進の取組を行う。【警察庁】</u> <u>(1-50)</u>	御意見を踏まえ、事業主への理解増進の取組を行う旨、施策を追加しました。

2 重点課題第2

「第1 現状認識と具体的施策の方向性」に関して、

- 「大切な家族の喪失」とあるが、「大切な」は言うまでもないことで不要ではないか

といった御意見があり、次のとおり案文を修正しました。

修正前	修正後	修正の内容や趣旨
次に、精神的被害については、疾患に至らない心理的なもののほか、自らの生命の危機、 <u>大切な家族の喪失</u> 、性的被害等のトラウマ（心的外傷）体験によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に苦しめられることがある。…	次に、精神的被害については、疾患に至らない心理的なもののほか、自らの生命の危機、 <u>家族の喪失</u> 、性的被害等のトラウマ（心的外傷）体験によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に苦しめられることがある。…	御意見のとおり修正しました。

「第2 具体的施策」に関して、

- 精神保健福祉センターだけではなく、保健所の職員に対しても犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促す必要があるのではないかと
○ 独立行政法人自動車事故対策機構による支援を受けられるよう、関係機関

に対し、同機構による支援について周知を行うべきだ

- 被害児童からの事情聴取における配慮に関する施策が盛り込まれているが、障害者にも同様の配慮を行うべきだ
- 「人身安全関連事案」という用語が用いられているが、一般国民から分かりやすい表現にすべきだ

といった御意見があり、次のとおり案文を修正しました。

修正前	修正後	修正の内容や趣旨
<p>(6) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員の理解促進</p> <p>精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援や関係機関・団体等との連携が適切に行われるよう、厚生労働省において、同センターの職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センターの職員の理解促進を図る。【厚生労働省】(2-6(再掲:4-89))</p>	<p>(6) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センター等の職員の理解促進</p> <p>精神保健福祉センター等において犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援や関係機関・団体等との連携が適切に行われるよう、厚生労働省において、同センター等の職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センター等の職員の理解促進を図る。【厚生労働省】(2-6(再掲:4-89))</p>	<p>御意見を踏まえ、施策の対象を「精神保健福祉センター等」に改めました。</p>
<p>ア 自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構と共に、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組</p>	<p>ア 自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構と共に、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組</p>	<p>御意見を踏まえ、独立行政法人自動車事故対策機構による支援制度について周知徹底を図る旨、加筆しました。</p>

<p>を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図る。【国土交通省】（2-17）</p>	<p>を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を行う。さらに、自動車事故被害者、犯罪被害者等早期援助団体等に対し、こうした支援制度について周知徹底を図る。【国土交通省】（2-17）</p>	
<p>(新規)</p>	<p>(14) <u>障害のある者からの事情聴取における配慮</u> <u>障害のある犯罪被害者から聴取をする際、その者の特性を十分に理解し、聴取を行う時間や場所等について配慮がなされるよう取り組むとともに、その障害の程度等を踏まえ、適切な措置が講じられるよう取り組む。【警察庁、法務省】（2-41）</u></p>	<p>御意見を踏まえ、障害のある者からの事情聴取に際して必要な配慮等がなされるよう取り組む旨、施策を追加しました。</p>
<p>(2) 人身安全関連事案への対策 ストーカー事案をはじめとする<u>人身安全関連事案</u>については、…【警察庁】（2-42）</p>	<p>(2) 人身安全関連事案への対策 ストーカー事案をはじめとする<u>人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（人身安全関連事案）</u>については、…</p>	<p>御意見を踏まえ、人身安全関連事案の説明を加筆しました。</p>

3 重点課題第3

「第2 具体的施策」に関して、

- 「捜査に関する適切な情報提供等」(施策番号3-9)において、警察が、民間被害者支援団体だけではなく、地方公共団体における犯罪被害者等の相談窓口との連携を図ることも明記してほしい
- 少年審判の傍聴について、ビデオリンク方式による傍聴等、加害少年への影響が少なくなるような措置を講じることで、傍聴が認められやすくなるようにしてほしい
- 犯罪被害者等は、加害者の処遇状況等の具体的な情報を知りたいので、被害者等通知制度における通知内容を拡充してほしい
- 医療観察制度における犯罪被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報提供制度について、「適正な運用に努める」ではなく「実施する」と明記してもらいたい

といった御意見があり、次のとおり案文を修正しました。

修正前	修正後	修正の内容や趣旨
<p>ア 捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供できるよう努める。また、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携を図る。 【警察庁】(3-9)</p>	<p>ア 捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供できるよう努める。また、必要に応じ、<u>地方公共団体</u>、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携を図る。 【警察庁】(3-9)</p>	<p>御意見を踏まえ、警察の連携先として地方公共団体を加筆しました。</p>
<p>(21) 少年審判の傍聴制度の周知 少年法の一部を改正する法律(平成20年法律第71号)により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴</p>	<p>(21) 少年審判の傍聴制度の周知<u>及び充実</u> 少年法の一部を改正する法律(平成20年法律第71号)により導入された、一定の重大事件の<u>犯罪被害者</u>等が少年審判を</p>	<p>御意見を踏まえ、少年審判の傍聴制度の充実について多角的な検討を行う旨、加筆しました。</p>

<p>することができる制度等について、パンフレット等による周知を徹底する。【法務省】（3-31）</p>	<p>傍聴することができる制度等について、パンフレット等による周知を徹底する。<u>また、犯罪被害者等がビデオリンク方式により少年審判を傍聴すること及び犯罪被害者等から委託を受けた弁護士が少年審判を傍聴することといった、少年審判の傍聴制度の充実について、少年法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（3-31）</u></p>	
<p>(1) 被害者等通知制度の適切な運用 加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供について、被害者等通知制度を<u>引き続き適切に運用する。【法務省】（3-33）</u></p>	<p>(1) 被害者等通知制度の適切な運用等 加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供について、被害者等通知制度を適切に運用する。<u>なお、情報提供の内容については、加害者の個人情報保護の観点も踏まえた上で必要な検討を行う。【法務省】（3-33）</u></p>	<p>御意見を踏まえ、被害者等通知制度における情報提供の内容について必要な検討を行う旨、加筆しました。</p>
<p>(10) 医療観察対象者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用等 …また、医療観察制度における犯罪被害者等に対する対象</p>	<p>(10) 医療観察対象者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用等 …また、医療観察制度における犯罪被害者等に対する対象</p>	<p>御意見を踏まえ、情報提供制度の「円滑かつ適正な運用に努める」としていたものを「円滑かつ適正に運用する」と改めました。</p>

<p>者の処遇段階等に関する情報提供制度については、一部見直しを行い、令和6年1月から、被害者等の申出に係る負担軽減を図ったほか、情報提供の項目として、各処遇段階の終了時の「終了事由」を追加したところであり、引き続き、<u>本情報提供制度の円滑かつ適正な運用に努める</u>。…【法務省】(3-45)</p>	<p>者の処遇段階等に関する情報提供制度については、一部見直しを行い、令和6年1月から、被害者等の申出に係る負担軽減を図ったほか、情報提供の項目として、各処遇段階の終了時の「終了事由」を追加したところであり、引き続き円滑かつ適正に<u>運用する</u>。…【法務省】(3-45)</p>	
--	---	--

4 重点課題第4

「第1 現状認識と具体的施策の方向性」に関して、

- 「1 現状認識」の中に、被害者が置かれている様々な状況から支援を求めることに困難を抱える被害者が存在することを付記してもらいたい
- 「1 現状認識」の最終段落中、「専門的知見の向上」の後に「に加えて、各機関・団体に通底する知見及び認識の標準化・平準化」と加えてもらいたい

といった御意見があり、次のとおり案文を修正しました。

修正前	修正後	修正の内容や趣旨
<p>…犯罪被害者等は、精神的に過酷な状況に置かれ、自分や家族が抱える課題に気づき得ないことが多く、仮に気付いたとしても、支援に携わる機関・団体が様々あることから、受けられる支援の内容や支援を受ける方法が分からないといった声がある。…</p>	<p>…犯罪被害者等は、精神的に過酷な状況に置かれ、自分や家族が抱える課題に気づき得ないことが多く、仮に気付いたとしても、<u>被害に遭ったことや支援を必要とする</u>ことを周囲に打ち明けられない、<u>支援に携わる機関・団体が様々あるために受けられる支援の内容や支援を受ける方法が分からない</u>と</p>	<p>御意見を踏まえ、支援を求めることができない理由として、「被害に遭ったことや支援を必要とする</p>

	いった声がある。…	
<p>このような取組の中で、支援体制を効果的に運用するためには、人材の育成もまた重要となるため、支援に携わる機関・団体の職員の犯罪被害者等に関する専門的知見の向上を企図した体系的な研修の充実に努めるとともに、犯罪被害者等の支援に従事し得る人材の確保及び活用の拡大を見据えた効果的な教育を実施する必要がある。</p>	<p>このような取組の中で、支援体制を効果的に運用するためには、人材の育成もまた重要となるため、支援に携わる機関・団体の職員の犯罪被害者等に関する専門的知見の向上及び対応力の標準化を企図した体系的な研修の充実に努めるとともに、犯罪被害者等の支援に従事し得る人材の確保及び活用の拡大を見据えた効果的な教育を実施する必要がある。</p>	<p>御意見を踏まえ、支援に携わる機関・団体それぞれの実情に応じて、その創意工夫や幅は認めつつ、一定の質を確保することを旨とする趣旨で、「対応力の標準化」と加筆しました。</p>

「第2 具体的施策」に関して、

- 犯罪被害者等支援弁護士制度について、弁護士に相応の報酬が出るようにしてもらいたい。また、資力要件の緩和や撤廃、必要書類の簡略化、対象犯罪の拡大等について検討してもらいたい
- 外国人の犯罪被害者等については、被害が潜在化するおそれがあることから、施策を講じるべきだ
- 犯罪被害者等が心の健康を保つために自分でできるケアとしてどのようなものがあるか、学べる機会を確保する必要があるのではないか
- 「被害者手帳」について、被害に遭った記憶を思い出させるなど、心理的負担を生むおそれがある。また、「カルテ化」について、個人情報管理に不安がある
- 警察部内に相談援助の技術をもった専門職の配置が必要ではないか。また、犯罪被害者等の意思を尊重しつつ、警察から支援につなぐ仕組みを構築すべきではないか
- 自助グループについて具体的施策が設けられているが、遺族の自助グループのみを念頭に置いていると誤解を生む表現になっているので、見直してほしい
- 施策番号4-77の見出しは、「調査・分析」と表記する方が適切ではないか
- 学校や地域において、スポーツの指導者・選手の間での性犯罪・性暴力を防止するための取組を加えるべきだ

といった御意見があり、次のとおり案文を修正しました。

修正前	修正後	修正の内容や趣旨
<p>ア 法テラスにおいて、精神的・身体的被害やそれに伴う経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を行うことができない犯罪被害者等が、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けられるよう、必要な体制や担い手となる弁護士を十分に確保して、犯罪被害者等支援弁護士制度の運用の充実を図る。【法務省】(4-22)</p>	<p>ア 法テラスにおいて、精神的・身体的被害やそれに伴う経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を行うことができない犯罪被害者等が、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けられるよう、必要な体制や担い手となる弁護士を十分に確保して、犯罪被害者等支援弁護士制度の運用の充実を図るとともに、<u>制度の在り方についても、ニーズや運用状況等を踏まえつつ、不断の検討を行う。</u>【法務省】(4-22)</p>	<p>御意見を踏まえ、犯罪被害者等支援弁護士制度の在り方について、不断の検討を行う旨、加筆しました。</p>
<p>(28) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進 関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った<u>児童及び障害者</u>をはじめ、潜在化しやすい被害の発見につながるよう、犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる体制の充実を図るとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会</p>	<p>(28) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進 関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った<u>児童、障害者及び外国人</u>をはじめ、潜在化しやすい被害の発見につながるよう、犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる体制の充実を図るとともに、研修やシンポジウム等の様々</p>	<p>御意見を踏まえ、施策の対象として「外国人」を明記しました。</p>

<p>を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の一層の醸成に努める。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（４－４３（再掲：５－２４））</p>	<p>な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の一層の醸成に努める。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（４－４３（再掲：５－２４））</p>	
<p>(1) 犯罪被害者等施策に関するポータルサイトの充実</p> <p>関係府省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策に関するポータルサイトにおいて、関係法令、関係機関・団体等が提供する支援制度、相談機関等に関する情報<u>その他必要な情報の更新や英文による情報提供</u>を行う。特に、犯罪被害者等が利用し得る支援制度の検索機能についてアクセシビリティの向上を図り、犯罪被害者等の活用を促す。【警察庁】（４－４４）</p>	<p>(1) 犯罪被害者等施策に関するポータルサイトの充実</p> <p>関係府省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策に関するポータルサイトにおいて、関係法令、関係機関・団体等が提供する支援制度、相談機関等に関する情報、<u>犯罪被害が心身に与える影響及びセルフケアの方法について犯罪被害者等の理解に資する情報その他必要な情報の更新並びにできる限り平易な日本語及び英文による情報提供</u>を行う。特に、犯罪被害者等が利用し得る支援制度の検索機能についてアクセシビリティの向上を図り、犯</p>	<p>御意見を踏まえ、「犯罪被害が心身に与える影響及びセルフケアの方法について犯罪被害者等の理解に資する情報」についても情報提供を行う旨、加筆しました。</p> <p>また、外国人に対する施策に関する御意見を踏まえ、「できる限り平易な日本語」による情報提供を行う旨、加筆しました。</p>

	<p>罪被害者等の活用を促す。【警察庁】(4-44)</p>	
<p>(2) 「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施</p> <p>犯罪被害者等の要望や置かれている状況等を記録して、新たに訪れる機関の支援担当者と共有することで、説明の負担を軽減すること等に活用できる「被害者手帳」の作成・交付、犯罪被害者等支援コーディネーター等が支援している犯罪被害者等の支援記録を保管して、支援経過・内容を適切に把握するとともに、再相談があった際の円滑な対応にも資する「カルテ化」の実施等、犯罪被害者等への中長期的な支援も見据えた環境整備や犯罪被害者等の利便性向上のための取組を進める。【警察庁】(4-45)</p>	<p>(2) 「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施</p> <p>犯罪被害者等の要望や置かれている状況等を記録して、新たに訪れる機関の支援担当者と共有することで、説明の負担を軽減すること等に活用できる「被害者手帳」の作成・交付、犯罪被害者等支援コーディネーター等が支援している犯罪被害者等の支援記録を保管して、支援経過・内容を適切に把握するとともに、再相談があった際の円滑な対応にも資する「カルテ化」の実施等、犯罪被害者等への中長期的な支援も見据えた環境整備や犯罪被害者等の利便性向上のための取組について、<u>犯罪被害者等の心理的負担等に配慮しつつ進める。</u>【警察庁】(4-45)</p>	<p>御意見を踏まえ、「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施の取組について、犯罪被害者等の心理的負担等に配慮する旨、加筆しました。</p>
<p>ア 犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、警察の相談窓口において犯罪</p>	<p>ア 犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、警察の相談窓口において犯罪</p>	<p>御意見を踏まえ、犯罪被害者等を社会福祉等の様々な支援につなぐことが期待される犯罪被害者等支援コーディネ</p>

<p>被害者等の要望に応じて、警察及び当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明するとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を必要とする犯罪被害者等に提供するよう努める。また、警察の犯罪被害者支援担当者に対して、地方公共団体が持つ支援制度や<u>総合的対応窓口</u>との連携に関する研修を実施する。【警察庁】（４－５１）</p>	<p>被害者等の要望に応じて、警察及び当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明するとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を必要とする犯罪被害者等に提供するよう努める。また、警察の犯罪被害者支援担当者に対して、地方公共団体が持つ支援制度や<u>犯罪被害者等支援コーディネーター、総合的対応窓口等</u>との連携に関する研修を実施する。【警察庁】（４－５１）</p>	<p>ネーターと警察との間の連携に関する研修を実施する旨、加筆しました。</p>
<p>(10) 自助グループの紹介等 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、グリーフケアの重要性にも配慮し、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行うとともに、自助グループの活動に資する必要な協力を行う。【警察庁】（４－５４）</p>	<p>(10) 自助グループの紹介等 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、<u>犯罪被害者本人の心理的な回復及びグリーフケア</u>の重要性にも配慮し、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行うとともに、自助グループの活動に資する必要な協力を行う。【警察庁】（４－５４）</p>	<p>御意見を踏まえ、遺族の悲しみを癒やすグリーフケアのみならず、犯罪被害者本人の心理的な回復の重要性にも配慮する旨、加筆しました。</p>

<p>(6) 地方における多機関ワンストップサービス体制に求められる民間被害者支援団体の活動に関する<u>分析調査</u></p>	<p>(6) 地方における多機関ワンストップサービス体制に求められる民間被害者支援団体の活動に関する<u>分析等</u></p>	<p>御意見を踏まえ、調査、分析及び情報提供を行うこととしている本施策の施策名を「分析等」と修正しました。</p>
<p>(8) 教職員の理解促進のための研修の実施 教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修の実施、犯罪被害に遭った児童生徒への対応に係る周知等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】(4-87)</p>	<p>(8) 教職員の理解促進のための研修の実施 教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、<u>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）、同法に基づく基本指針等を踏まえ、</u>犯罪等の被害に関する研修の実施、犯罪被害に遭った児童生徒への対応に係る周知等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】(4-87)</p>	<p>御意見を踏まえ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律等を踏まえ、教職員の理解促進に努める旨、加筆しました。</p>

第2 その他の御意見とこれに対する考え方

頂いた御意見については、前記1に記載したものを含め、整理・要約した上で、御意見に対する考え方を記載し、第55回基本計画策定・推進専門委員等会議（令和7年12月23日開催）の資料として議論に付した上、公表しています。

ここでは、基本計画策定・推進専門委員等会議において特に論点となった事柄について、御意見の概要とこれに対する考え方を示します。

1 重点課題第1

(1) 損害回復に係る犯罪被害者等の負担軽減

ア 弁護士等による法的支援

弁護士等による法的支援に関して、

- 弁護士費用について、国が支払うこととしてほしい

- 法テラスによる法的支援について、犯罪被害者等が制度を利用できるよう周知等に取り組んでほしい
といった御意見がありました。

新たに令和8年から犯罪被害者等支援弁護士制度の運用が開始され、犯罪被害者等が同制度を利用する際の費用については、原則として法テラスが負担することとなりました。同制度を円滑に運用することを含め、引き続き、法テラスによる法的支援を適切に行ってまいります。

イ 損害賠償の履行確保に資する各種制度の活用等

損害賠償の履行確保に資する各種制度の活用等に関して、

- 損害賠償命令制度、刑事和解制度、財産開示手続等の各種制度について、犯罪被害者等が利用できるよう周知等に取り組んでほしい
- 損害賠償命令制度について、制度の利用が低調であると思われることから、利用しやすい制度となるよう制度や運用を変更してもらいたい
- 時効の更新は犯罪被害者等にとって負担なので、改善の余地がないか検討してほしい
- 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権を優先的に取り扱うことについて検討してほしい
- 国が犯罪被害者等給付金を支給した場合に取得する加害者に対する債権の管理に当たって、被害者の債権を優先的に取り扱ったり、被害者が配当要求等を行ったりすることができる運用や制度を検討してほしい

といった御意見がありました。

犯罪被害者等に対する損害賠償請求制度等の周知については、第5次犯罪被害者等基本計画（令和8年3月17日閣議決定。以下「第5次基本計画」という。）において、その充実を図ることとしており、頂いた御意見も参考に取り組んでまいります。

損害賠償命令制度については、加害者に支払能力がない、犯罪被害者等が加害者との示談交渉を選択するなどの理由から、犯罪被害者等による利用が控えられていることを指摘する意見もあり、まずは、犯罪被害者等に対する同制度の周知を徹底してまいります。

時効の更新については、平成29年の民法（明治29年法律第89号）改正により、財産開示手続等が時効の更新事由として明記されたことで、犯罪被害者等が加害者に対して有する損害賠償請求権に係る時効の更新の負担が軽減されたものと認識しており、まずはその周知を図ってまいります。また、第5次基本計画においては、「諸外国における損害賠償請求権に関する法制度の実体面について、調査を実施する」こととしています。

犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する債権の管理については、第5次基本計画において「法令にのっとりた管理を行う中で、犯罪被害者等の心情や損害賠償の受取に最大限配慮する取組について、実例に即して

不断に検討し、実施する」こととしており、第5次基本計画に基づく取組を推進してまいります。

(2) 加害者からの損害賠償の履行促進

加害者による損害賠償の履行の促進に関して、

- 受刑中の加害者が得る作業報奨金について、天引きする形で損害賠償に充てさせてほしい
- 損害賠償の履行を促すための加害者処遇が必要である。矯正処遇や保護観察処遇における指導等に関して、加害者からの損害賠償の状況等を考慮して処遇を行う必要がある

といった御意見がありました。

作業報奨金に関しては、最高裁判所において、その支給を受ける権利は、「その性質上、他に譲渡することが許されず、強制執行の対象にもならないと解するのが相当である」との決定が示されています。他方で、作業報奨金の釈放時支給の例外として、法令上、受刑者から申出があり、その使用目的が損害賠償への充当等相当なものであるときは、釈放前に支給することが認められることから、引き続き、その周知に取り組んでまいります。

加害者処遇における損害賠償責任の履行促進に関しては、矯正処遇及び保護観察処遇のいずれについても、加害者の被害弁償の状況等の把握の在り方について検討し、履行に当たっての実際上の課題が明らかとなった加害者に対し、実情に沿った助言、指導等を実施するよう努めてまいります。

(3) 経済的支援等

ア 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度に関して、

- これまでの制度改正について、制度改正前に被害に遭った犯罪被害者等に遡及適用してもらいたい
- 性犯罪の被害者に対する給付額を増やしてほしい
- 親族間犯罪について、不支給又は減額を原則とするのは法の趣旨に反するのではないか
- 重傷病給付金について現物給付としてほしい

といった御意見がありました。

遡及適用に関しては、いつの時点まで遡るかということについて公平性のある基準を設けることが困難であること、行政事務が不安定になること等の課題があるものと考えています。

性犯罪の被害者に関しては、都道府県警察において緊急避妊等に要する費用の公費負担制度を運用するなど、一定の経済的支援が図られているものと考えています。引き続き、公費負担制度の充実した運用に努めてまいります。なお、犯罪被害者等給付金は、性犯罪であるか否かにかかわらず、被害の程度に応じて支給されるものです。

親族間犯罪に関しては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第6条において、犯罪被害者と加害者との間に親族関係があるとき等には給付金の全部又は一部を支給しないことができる旨規定されており、その具体的基準を国家公安委員会規則に委任しています。その上で、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）第2条において、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合の具体的基準を定めており、これは法の趣旨に反するものではないと考えています。

重傷病給付金の現物給付に関しては、給付金の支給が決定されるまでの間、医療機関に一時的な負担が生じるなどの課題があるものと考えております。仮給付の積極的な活用、社会保障制度の活用等により、犯罪被害者等の負担の軽減に努めてまいります。

イ 地方公共団体の見舞金制度等

地方公共団体の見舞金制度等に関して、

- 地域間格差の是正が図られる必要があり、国からの補助金等も検討すべきだ

といった御意見がありました。

第5次基本計画においては、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した制度の導入促進・充実に向け、犯罪被害者等のニーズも踏まえた詳細かつ実効的な情報提供等を推進することとしております。

なお、国において犯罪被害者等給付金を支給している中で、地方公共団体が地方自治の本旨に基づき独自に設けている経済的支援制度に対して補助金を交付することについては、慎重であるべきと考えています。

(5) 犯罪被害者等のための休暇制度

犯罪被害者等のための休暇制度に関して、

- 民間企業における制度の導入が進むよう、取組を強化すべき

といった御意見がありました。

心身の不調からの回復、捜査機関への協力、裁判への関与、行政窓口での各種手続等、様々なニーズから犯罪被害者等が休暇を必要としているものと認識しています。犯罪被害者等のための休暇制度の導入促進に向け、実効的な取組・制度を検討・実施してまいります。

(6) いわゆる「立替払」や諸外国調査

いわゆる「立替払」に関して、

- 国が損害賠償を立て替えて犯罪被害者等に支払った上で、加害者に対して求償する制度を導入してもらいたい
- 日本の文化的背景や加害者処遇との両立を踏まえた検討が求められる

といった御意見がありました。

いわゆる「立替払」に関しては、これまでも複数の有識者検討会で議論され、制度的な課題が指摘されているところではありますが、この「立替払」を含め、犯罪被害者等の損害回復・経済的支援の充実に関して様々な要望等があることを踏まえ、諸外国における犯罪被害者等施策の調査を行うこととしており、充実した調査に努めてまいります。

この諸外国調査に関して、

- 犯罪被害者等に対する支援制度の内容だけでなく、制度導入の経緯、財源確保の方策等の詳細を調査してもらいたい
- 制度が真に被害者のために機能しているのか、その制度を支える背景となる制度や事情としてどのようなものがあるのかなど、深掘りした調査をしてもらいたい

といった御意見がありました。今後、調査の実施方法等を検討するに当たり、参考とさせていただきます。

2 重点課題第2

重点課題第2については、二次的被害の防止に関して、

- 犯罪被害者等の支援に携わる全ての関係者に対して、被害者の心理、トラウマ反応、二次的被害の防止等に関する研修を行ってほしい
- 性犯罪の被害者にとっては、捜査のために被害状況を供述すること等は大きな精神的負担があり、刑事手続の中で二次的被害を受けるケースもある。二次的被害を防止するための取組を盛り込んでもらいたい

といった御意見がありました。

犯罪被害者等の二次的被害を防止することは重要な課題であると認識しており、第5次基本計画においては、重点課題第2として「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」を掲げ、取り組むべき具体的施策の方向性の一つとして「更なる精神的被害（二次的被害）の防止」を挙げ、具体的施策を盛り込んでいます。

例えば、犯罪被害者等と接する職員等に対して、トラウマインフォームドケア教育等を促進するほか、特に性犯罪・性暴力の被害者の二次的被害の防止に関しては、捜査機関における研修の実施、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置といった捜査における配慮等の施策に取り組むこととしています。

3 重点課題第3

(1) 公判前整理手続、被害者参加制度等

公判前整理手続、被害者参加制度等に関して、

- 犯罪被害者等やその代理人弁護士が公判前整理手続において意見を述べ、又は同席することを積極的に検討してほしい

- 被害者参加制度について、性犯罪等も対象犯罪に加えることを検討してほしい
- 性犯罪被害者のプライバシーを確保するため、公判傍聴時の遮蔽措置やビデオリンク方式の活用を行うべきだ
といった御意見がありました。

御意見は、「公判前整理手続への関与の在り方の検討」（施策番号3-20）、「被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等」（施策番号3-24）及び「傍聴時のプライバシー等への配慮」（施策番号3-25）の実施に当たり、参考とさせていただきます。

(2) 医療観察対象事件における関与

医療観察対象事件における関与に関して、医療観察審判については、

- 代理人弁護士や付添人の傍聴を認めてほしい。申請に基づく許可ではなく、当然に権利として認められるようにしてほしい。審判における被害者の心情の聴取の仕組みについても検討してほしい
といった御意見がありました。

御意見は、「医療観察審判の傍聴制度の充実」（施策番号3-32）の実施に当たり、参考とさせていただきます。

医療観察制度における犯罪被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報提供については、

- 加害者処遇を行う保護観察所が犯罪被害者等との窓口となっているが、保護観察所の職員が加害者への処罰感情を抱くなどし、適切な処遇ができなくなるのではないか
- 情報提供の内容や頻度について、拡充を検討してもらいたい
といった御意見がありました。

御意見の懸念も含め、保護観察所における適切な対応については、機会を捉えて周知徹底を図っているところであり、引き続き、情報提供制度の適切な運用に取り組んでまいります。また、情報提供制度の在り方については、令和6年の制度見直し後の運用状況をはじめ、医療観察対象者の社会復帰の促進や個人情報の保護の観点等を総合的に考慮して検討してまいります。

犯罪被害者等の心情等を医療従事者が把握することや、それを医療観察対象者に伝えることについては、

- 医療観察対象者本人にとっては、社会生活において他害の事実や被害者との向き合い方を入院中から準備することが必要であり、入院中であれば、犯罪被害者等の心情を伝達した後の影響への対処も可能である
- 全症例にできることではないとしても、入院治療中の内省プログラムの中で犯罪被害者等の心情を活用することは、治療上プラスに働くことも少なくないと思う

- 医療観察対象者の希死念慮の増大等にも配慮が必要である
 - 治療者が犯罪被害者等の心情を代弁して伝えることとなると、その後の治療関係に影響を及ぼすことが懸念されるので、保護観察所の関わりが求められるのではないか
- といった御意見がありました。

対象者の治療状況は様々であることから、犯罪被害者等の心情等を医療従事者が把握すること、それを医療観察対象者に伝えること等が入院中の医療観察対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれるか否かについて、指定入院医療機関への聞き取り等を実施し、その結果を踏まえて必要な検討を行ってまいります。御意見は施策を実施するに当たり、参考とさせていただきます。

4 重点課題第4

(1) 途切れない支援の提供体制の強化

途切れない支援の提供体制の強化に関して、

- 支援を求める犯罪被害者等がどこにアクセスすべきか分からないまま孤立することがないように、自治体、医療機関、心理師、民間団体等が連携し、一つの地域支援ユニットとして機能する仕組みの整備が必要だ
- 医療、福祉、教育、司法、地域社会等の各領域が連携し、犯罪被害者等の状況に応じて切れ目のない支援が提供される体制の整備を関係府省庁が一体となって行うことが求められる
- 支援現場では「途切れない支援」の意味が十分に理解されておらず、犯罪被害者等に対する生活支援は必ずしも十分ではない
- 犯罪被害者等支援コーディネーターについて、都道府県に対して更なる財政面・運用面での支援を行ってほしい
- 犯罪被害者等支援コーディネーターは、社会福祉士又は精神保健福祉士であることを条件とすべきだ
- 犯罪被害者等支援コーディネーターには、公認心理師を積極的に活用すべきだ

といった御意見がありました。

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」(令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定)において、「地方における途切れない支援の提供体制の強化」に取り組むこととされ、警察庁においては、関係府省庁と連携しつつ、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた取組を進めています。第5次基本計画においても、「地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援」(施策番号4-4)及び「犯罪被害者等支援コーディネーターの養成及び活動への支援」(施策番号4-5)として具体的施策を盛り込んでおり、引き続き、途切れない支援の提供体制の強化に取り組んでまいります。

犯罪被害者等支援コーディネーターについては、地域の実情に応じた人選等がなされるものであり、資格要件を付すことは現実的ではないと考えていますが、地方公共団体職員等を対象として実践的な訓練の機会を提供するなど、対応力の向上に取り組むとともに、犯罪被害者等に対して専門的な知見・ノウハウを活用した支援が実施されるよう、福祉・保健・医療関係の職能団体等への働き掛けを行ってまいります。

(2) 民間の団体の活動への援助

民間の団体の活動への援助に関して、

- 民間被害者支援団体は、制度の隙間を埋め、犯罪被害者等に寄り添った柔軟な支援を行っているが、財政的・人的基盤が脆弱である。公的支援を拡充するなど、活動の安定性を支える仕組みづくりが必要であるといった御意見がありました。

民間被害者支援団体は、被害直後から中長期にもわたる、公的機関では必ずしも十分に果たすことができないきめ細かな支援を犯罪被害者等に対して提供し、また、日々の相談等から犯罪被害者等が抱える支援の必要性にいち早く気が付くこともできることから、支援の提供とニーズの把握の両面において、多機関ワンストップサービス体制の中で欠くことのできない存在となっていると認識しております。

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助の充実に努めるほか、団体の活動に関する広報、研修への協力等、民間の団体に対する支援の充実に図ってまいります。

(3) 犯罪被害に遭った子どもに対する支援

犯罪被害に遭った子どもに対する支援に関して、

- 学校での学びや友人との交流が続けられるように必要なケアをするべきだ
 - 障害を負いながら復学する場合には学校の協力が必須である。また、被害者家族である子どもの心身にも大きな負担があるので、学校における支援体制の充実が重要だ
- といった御意見がありました。

第5次基本計画においては、教育機関における支援体制の充実に取り組むこととしております。犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、都道府県等の申請に基づく学校の教員の加配、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上等を図ってまいります。

5 重点課題第5

重点課題第5については、広報啓発に関して、

- 「犯罪被害者週間」を月間化したことを評価する。その期間を有意義に活用してもらいたい
- 「犯罪被害者週間」を月間にするものの費用対効果をどのように考えるのか。短期間で集中的に広報啓発を行った方がよいのではないか
- 「ギュっとちゃん」により、まずは興味をひき、犯罪被害者のことを知ってもらうということは有効だ
- シンボルマークの普及よりも別の施策に予算を投じるべきだ
といった御意見がありました。

犯罪被害者等に関する国民の理解を得ることは、犯罪被害者等のための施策と「車の両輪」を成す重要なものであると認識しております。「犯罪被害者週間」の月間化によって、犯罪被害者等支援について知っていただく機会が増えることが期待され、また、シンボルマークの活用は、目にするだけで犯罪被害者等支援についての意識を呼び起こすものとして効果的であると考えています。御意見も参考に、広報啓発の強化に取り組んでまいります。